

入札公告

下記のとおり一般競争入札に付します。

記

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 2010年世界農林業センサス検索システム用データ集計・変換業務
(電子入札方式対象案件)
- (2) 仕様 仕様書のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から平成24年2月24日
- (4) 納入場所 仕様書のとおり

2 競争入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被
補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成22・23・24年度農林水産省競争参加資格(全省庁統一資格)の「役務の提供等」において
「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。
- (4) 入札説明書8に示す書類を提出できる者であること。
- (5) 7の提出書類の提出期限の日から、8の入札執行の日までの間において、農林水産本省物品の製造契約、
物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- (6) 平成23年8月22日午後3時開催の入札説明会に参加すること。

3 電子入札システムの利用

本案件は、入札等を電子入札システムで行う対象案件である。なお、電子入札システムによりがたい
者は、発注者に書面により申出のうえ、紙入札方式によることができる。

4 入札方法

入札金額は、上記件名に係る代金額の総価を記載すること。
なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に該当金額の100分の5に相当する額を加算し
た金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落
札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを
問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

5 契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び日時

- (1) 場所 農林水産省大臣官房経理課調達班契約第2係(別館3階 ドアNo.別317)
- (2) 日時 平成23年8月3日～平成23年8月22日(ただし、行政機関の休日を除く。)
午前10時～午後5時(ただし、8月22日については午後3時まで)
- (3) 入札説明会
- ① 場所 農林水産省大臣官房経理課入札室(本館1階 ドアNo.118)
- ② 日時 平成23年8月22日 午後3時

6 証明書等の審査

入札説明書の仕様書に基づいて作成した証明書等を支出負担行為担当官が審査し、要求を満たした者
を最終的に当該競争に参加させる。

7 証明書等の提出場所及び提出期限

- (1) 電子入札方式による場合
- 証明書等提出締切日時 平成23年8月26日 午前11時
- 証明書等 資格審査結果通知書及び別紙様式第1号証明書のPDFファイル
- (2) 紙入札方式による場合
- 証明書等提出期限 平成23年8月26日 午前11時
- 証明書等 資格審査結果通知書の写し、別紙様式第1号証明書(正1部・副1部)
及び紙入札による申出書

提出場所

農林水産省大臣官房経理課調達班契約第2係(別館3階 ドアNo.別317)
※郵送等による場合は、提出期限までに必着するように書留等で郵送すること。

8 入札執行の場所及び日時

- (1) 場所 農林水産省大臣官房経理課入札室(本館1階 ドアNo.118)
- (2) 開札日時 平成23年9月2日 午後3時
- ア 電子入札方式による場合の入札書受付締切日時 平成23年9月2日 午後2時55分
- イ 紙入札方式による場合の入札書受付締切日時 平成23年9月2日 午後2時55分

9 入札の無効

本公告に示した競争参加に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

10 入札保証金及び契約保証金 免除する。

11 落札者の決定方法

予算決算及び会計令第79条に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入
札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約
の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公
正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは予定価格の制限の
範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格を持って入札した者を落札者とするところがある。

12 契約書作成の要否

契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

13 その他

本公告に記載なき事項は入札説明書による。

以上公告する。

平成23年8月3日

支出負担行為担当官
農林水産省大臣官房経理課長
山下 容弘

お知らせ
農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程(平成19年農林水
産省訓令第22号)が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その
事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。
詳しくは、当省のホームページ(<http://www.maff.go.jp/j/supply/index.html>)をご覧ください。

